

正

地震・津波災害対策編
第4章 災害応急対策計画
第2節 情報収集及び被害等報告

2 実施内容

(1) 情報収集、伝達

各機関は、それぞれの所掌する事務又は業務に関して、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに関係機関に伝達する。

総括的な災害情報収集系統図 略

ア 災害が発生するおそれがある段階

略

イ 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階

(ア) 市町村の措置

略

(イ) 県の措置

県は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告を取りまとめ、119番通報が殺到する状況等を含め災害の全般的な状況について消防庁に逐次報告（下記表）するとともに、必要に応じ関係省庁や関係市町村等に連絡する。県関係部局は、表1により被害状況を把握する。

回線別		区分	平日(9:30~18:15) * 応急対策室	左記以外 * 宿直室
NTT回線	電 話		03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話		90-43422	90-49102
	FAX		90-49033	90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電 話		(8-) 048-500-90-43422	(8-) 048-500-90-49102
	FAX		(8-) 048-500-90-49033	(8-) 048-500-90-49036

表1 各部局の災害情報収集手順

部	調査事項	報告(調査系統)
略		

誤

地震・津波災害対策編
第4章 災害応急対策計画
第2節 情報収集及び被害等報告

2 実施内容

(1) 情報収集、伝達

各機関は、それぞれの所掌する事務又は業務に関して、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに関係機関に伝達する。

総括的な災害情報収集系統図 略

ア 災害が発生するおそれがある段階

略

イ 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階

(ア) 市町村の措置

略

(イ) 県の措置

県は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告を取りまとめ、119番通報が殺到する状況等を含め災害の全般的な状況について消防庁に逐次報告（下記表）するとともに、必要に応じ関係省庁や関係市町村等に連絡する。県関係部局は、表1により被害状況を把握する。

回線別		区分	平日(9:30~18:15) * 応急対策室	左記以外 * 宿直室
NTT回線	電 話		03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話		90-43422	90-49102
	FAX		90-49033	90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電 話		(8-) 048-500-90-43422	(8-) 048-500-90-49102
	FAX		(8-) 048-500-90-49033	(8-) 048-500-90-49036

表1 各部局の災害情報収集手順

部	調査事項	報告(調査系統)
略		

こども家庭部	私立学校の被害 児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センターを除く）の被害	こどもみらい課 ↑ 県民活躍推進課 ← 私立学校 ↑ 地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室 ↑ 市町村（民間、公立施設）
略		
健康医療福祉部	人、住家の被害、救助実施状況 医療施設の被害 防疫の実施状況、生活衛生施設の被害 社会福祉施設（こども家庭部所管分を除く。）の被害	健康医療福祉政策課 ↑ 地域県民局地域健康福祉部/福祉こども総室 ← 市町村 ↑ 医療薬務課 ← 地域県民局地域健康福祉部保健総室 ← 市町村 ↑ 保健衛生課 ↑ 地域県民局地域健康福祉部保健総室 ← 市町村、事務組合 ↑ 施設所管課 県立施設（委託施設含む。）、市町村（民間、公立施設）
略		

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁に報告する。

人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。なお、県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

また、市町村において行政機能の低下や通信手段の途絶等が発生し、被害情報の報告が十分なされていないと判断される場合には、県は、調査のため職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努めるほか、県、県警察本部、自衛隊のヘリコプターにより、次の事項に重点を置き、速やかに被害状況の偵察を実施あるいは要請し、被害の把握に努める。

県は、被災市町村の情報収集のため県職員が被災地に赴く場合に、どのような情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ作成するよう努める。

- a 災害発生場所、延焼の状況
- b 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- c 建築物の被害状況（概括）
- d 公共機関及び施設の被害状況

こども家庭部	私立学校の被害	こどもみらい課 ← 県民活躍推進課 ← 私立学校
略		
健康医療福祉部	人、住家の被害、救助実施状況 医療施設の被害 防疫の実施状況、生活衛生施設の被害 社会福祉施設の被害	健康医療福祉政策課 ↑ 地域県民局地域健康福祉部/福祉こども総室 ← 市町村 ↑ 医療薬務課 ← 地域県民局地域健康福祉部保健総室 ← 市町村 ↑ 保健衛生課 ↑ 地域県民局地域健康福祉部保健総室 ← 市町村、事務組合 ↑ 地域県民局地域健康福祉部福祉総室/福祉こども総室 ↑ 市町村（民間、公立施設） ↑ 施設所管課 ← 県立施設（委託施設含む。）
略		

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁に報告する。

人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。なお、県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

また、市町村において行政機能の低下や通信手段の途絶等が発生し、被害情報の報告が十分なされていないと判断される場合には、県は、調査のため職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努めるほか、県、県警察本部、自衛隊のヘリコプターにより、次の事項に重点を置き、速やかに被害状況の偵察を実施あるいは要請し、被害の把握に努める。

県は、被災市町村の情報収集のため県職員が被災地に赴く場合に、どのような情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ作成するよう努める。

- a 災害発生場所、延焼の状況
- b 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- c 建築物の被害状況（概括）
- d 公共機関及び施設の被害状況

e 住民の動静、その他

なお、この上空偵察結果は、必要に応じ関係市町村に連絡する。

(ウ) 防災関係機関の措置

略

ウ 災害発生後、事態がある程度落ち着いた段階

略

第6節 広域応援

2 実施内容

(1) 県の措置

略

(2) 市町村の措置

ア 県内の市町村において大規模災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、県に応援を要請するほか、次により応援を要請する。

(ア)～(ウ) 略

(エ) 「水道災害相互応援協定」に基づく応援については、水道災害救援本部長（**県土整備部長**）に要請する。

また、必要に応じ、県に広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう求める。

イ 略

e 住民の動静、その他

なお、この上空偵察結果は、必要に応じ関係市町村に連絡する。

(ウ) 防災関係機関の措置

略

ウ 災害発生後、事態がある程度落ち着いた段階

略

第6節 広域応援

2 実施内容

(1) 県の措置

略

(2) 市町村の措置

ア 県内の市町村において大規模災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、県に応援を要請するほか、次により応援を要請する。

(ア)～(ウ) 略

(エ) 「水道災害相互応援協定」に基づく応援については、水道災害救援本部長（県健康医療福祉部長）に要請する。

また、必要に応じ、県に広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう求める。

イ 略